

# JIS

## 火薬類危険区分判定試験方法―第4部： 試験シリーズ8

JIS K 4828-4 : 2026

令和8年3月23日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山内 正 剛	国立大学法人信州大学
(委員)	落合 誠	一般社団法人日本非破壊検査協会
	嶋田 敦子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	武田 志乃	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	辻 創	一般財団法人カケンテストセンター
	利岡 英和	日本安全靴工業会
	永井 明	公益社団法人日本アイソトープ協会
	西田 和史	建設業労働災害防止協会
	山田 崇裕	学校法人近畿大学
	山根 敏	国立大学法人埼玉大学
	山本 多絵子	ミドリ安全株式会社

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 16.2.20 改正：令和 8.3.23

官 報 掲 載 日：令和 8.3.23

原案作成協力者：公益社団法人全国火薬類保安協会

(〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-13-5 幸ビル TEL 03-3553-8762)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 山内 正剛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 試験コード及び試験名称	2
5 試験手順	2
6 試験方法	2
6.1 タイプ 8(a) : ANE 熱安定性試験	2
6.2 タイプ 8(b) : ANE ギャップ試験 (衝撃感度試験)	4
6.3 タイプ 8(c) : ケーネン試験 (熱感度試験)	6
6.4 タイプ 8(d)(i) : 通気管試験	13
6.5 タイプ 8(d)(ii) : 改良通気管試験	14
6.6 タイプ 8(e) : CanmetCERL 最小燃焼圧力 (MBP) 試験	17
7 判定	21
解 説	22

## まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS K 4828-4:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS K 4828** 規格群（火薬類危険区分判定試験方法）は、次に示す部で構成する。

**JIS K 4828-1** 第 1 部：試験シリーズ 5

**JIS K 4828-2** 第 2 部：試験シリーズ 6

**JIS K 4828-3** 第 3 部：試験シリーズ 7

**JIS K 4828-4** 第 4 部：試験シリーズ 8

# 火薬類危険区分判定試験方法— 第4部：試験シリーズ8

## Test methods for the hazard classification of explosives— Part 4: Test series 8

### 序文

この規格は、2023年に国際連合から発行された“危険物輸送に関する勧告—モデル規則改訂23版”（Recommendations on the Transport of Dangerous Goods—Model Regulations, 23rd revised edition）及び“試験方法及び判定基準のマニュアル改訂8版”（Manual of Tests and Criteria, 8th revised edition）を基に作成した日本産業規格である。

### 1 適用範囲

この規格は、硝酸アンモニウムエマルション、サスペンション又はゲル（以下、ANEという。）が火薬類以外のものであるかどうか、及びANEをポータブルタンクで輸送することができるかどうかを判定するための試験方法について規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 2520** 電熱用合金線及び帯

**JIS G 3141** 冷間圧延鋼板及び鋼帯

**JIS K 4800** 火薬用語

**JIS K 4806** 工業雷管及び電気雷管

**JIS K 4827** 含水爆薬

**JIS K 4828-1** 火薬類危険区分判定試験方法—第1部：試験シリーズ5

**JIS K 4828-2** 火薬類危険区分判定試験方法—第2部：試験シリーズ6

**JIS K 4828-3** 火薬類危険区分判定試験方法—第3部：試験シリーズ7

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS K 4827**、**JIS G 3141**、**JIS C 2520**、**JIS K 4828-1**、**JIS K 4828-2**、**JIS K 4828-3** 及び **JIS K 4800** による。